

診療情報（カルテ等）の開示についてのご案内

横浜市総合保健医療センター診療所では、診療情報（カルテ等）の開示を行っています。
開示をご希望の方は、総合相談室までご相談ください。

1 開示を請求できる方

- 利用者本人
- 法令に基づく代理人（ご家族等）

※本人確認書類（運転免許証・保険証等）をご持参ください。

※ 代理人の場合は委任状等が必要です。

2 開示の対象となる記録

- 診療録（カルテ）
- 各種検査結果・報告書
- 画像データ（レントゲン・CT・MRI 等）
- その他、当財団が保有する診療に関する記録

3 請求方法

所定の「開示請求書」に必要事項をご記入のうえ、
窓口へご提出ください。

【記載事項】

- ・ お名前・住所・ご連絡先
- ・ 開示を希望する記録の内容

※ 請求書は窓口でお渡しします。

4 回答までの期間

請求日の翌日から起算して 14 日以内

（または 10 営業日以内）に書面で回答します。

※ 内容確認に時間を要する場合は、最大 60 日以内まで
延長することがあります。

その際は延長理由を書面でお知らせします。

5 開示の方法

- 閲覧
- 写し（コピー）の交付
- データでの交付（対応可能な範囲）

※ 開示の日時は事前にご調整します。

※ 最初の開示から 30 日以内であれば、再度の開示申出ができます。

6 費用（財団規程に基づく金額）

写しの交付には以下の費用をご負担いただきます。

- ・ 白黒コピー 1 枚 10 円
- ・ カラーコピー 1 枚 50 円

- ・ 記録媒体 CD-R:70 円、DVD-R:100 円、
その他:実費相当額

ページ数がある電磁的記録:1ページ毎に 10 円
ページ数がない電磁的記録:1ファイル毎に 210 円

- ・ 郵送ご希望の場合は郵送料が別途かかります。

7 開示できない場合について

次の場合は、全部または一部を開示できないことがあります。

（理由は書面でお知らせします。）

- 第三者の個人情報が含まれている場合
- 法令により開示できない情報が含まれる場合
- 業務の適正な実施に支障が生じるおそれがある場合 等

8 不服がある場合（異議申出）

開示内容にご不服がある場合は、

回答を受け取った日の翌日から起算して

3 か月以内に、書面にて異議申出をすることができます。

詳細はお問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ・請求窓口】
TEL:045-475-0103

横浜市総合保健医療センター診療所 総合相談室
（受付時間 月～金（祝日除く） 8:45～17:15）